



**ふじみ野市既存住宅耐震診断料補助金
ふじみ野市既存住宅耐震改修工事費補助金
交付制度のご案内**

令和元年11月版

ふじみ野市既存住宅耐震診断料・耐震改修工事費補助金交付要綱の概要

I 対象

1. 対象建築物

建築確認を取得し、昭和56年5月31日以前に着工（ただし、昭和56年6月以降に増築工事を行った建築物は対象外とする。）された市内に存する建築物のうち、明らかに建築基準法違反がないもので、戸建専用住宅、戸建兼用住宅又は共同住宅及び長屋住宅であり、木造建築物の場合は、在来工法により建築されたもの。（以下、「既存住宅」という。）

2. 対象者

補助対象者は市内に住所を有する方で、以下のすべてを満たす必要があります。

- ・既存住宅を所有していること。
- ・既存住宅に居住していること。
- ・市税を滞納していないこと。

（注）共同住宅・長屋住宅の場合は、管理組合法人（管理組合法人がない場合は、区分所有者の代表）が補助対象者となります。また、区分所有者の2分の1以上が既存住宅に住所を有し、居住している必要があります。

II 耐震診断の場合

1. 耐震診断

財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断方法及び耐震診断基準に基づくこと。

また、木造以外の建築物の場合は、診断結果に対する第三者判定機関（耐震判定委員会）の判定を受けるものとする。ただし、戸建専用住宅及び戸建兼用住宅にあっては、この限りでない。

2. 耐震診断者

建築士事務所に所属している建築士であること。ただし、木造建築物の耐震診断については、日本建築防災協会等の主催する木造住宅の耐震診断と補強方法に関する講習会の受講を修了した建築士であること。

3. 補助金の額

既存住宅の種類	補助率	補助限度額
戸建専用住宅及び 戸建兼用住宅	耐震診断に要した費用の 3分2	5万円とする。
共同住宅及び長屋住宅	耐震診断に要した費用の 3分2	一戸当たり2万円とし、合計 200万円とする。

Ⅲ 耐震改修の場合

1. 耐震改修

ふじみ野市既存住宅耐震診断料補助金交付要綱(以下、「耐震診断要綱」という。)で交付申請をした成果(これと同等であると市長が認める成果を含む。)による耐震診断結果から耐震改修が必要とされる建築物で、耐震診断要綱により診断した建築士(これと同等であると市長が認めた建築士を含む。)が補強設計及び工事監理を行ったものとする。

2. 耐震改修施工者

建設業法に規定する建設業者とする。

3. 補助金の額

既存住宅の種類	補助率	補助限度額
戸建専用住宅及び 戸建兼用住宅	補助対象経費の23%以 内	30万円とする。
共同住宅及び 長屋住宅	補助対象経費の23%以 内	一戸当たり30万円とし、合計 2,000万円とする。

Ⅳ 耐震診断から耐震改修工事までの流れ

<建築士事務所との契約>

<建設業者との契約>

①耐震診断業務

↓

②耐震補強設計業務

(耐震改修工事費概算費用含む)

↓

③-1 耐震改修工事監理業務

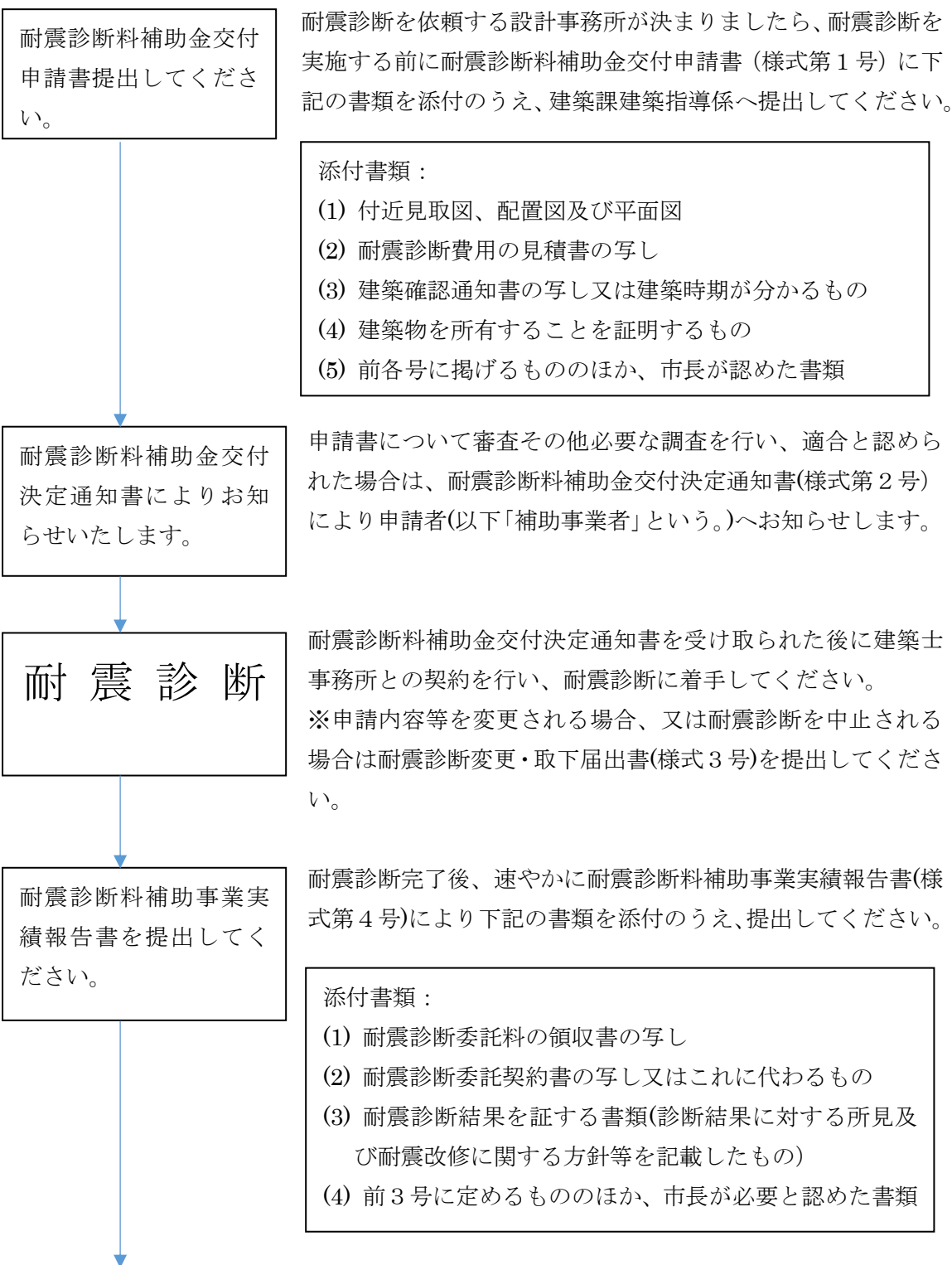
③-2 耐震改修工事請負

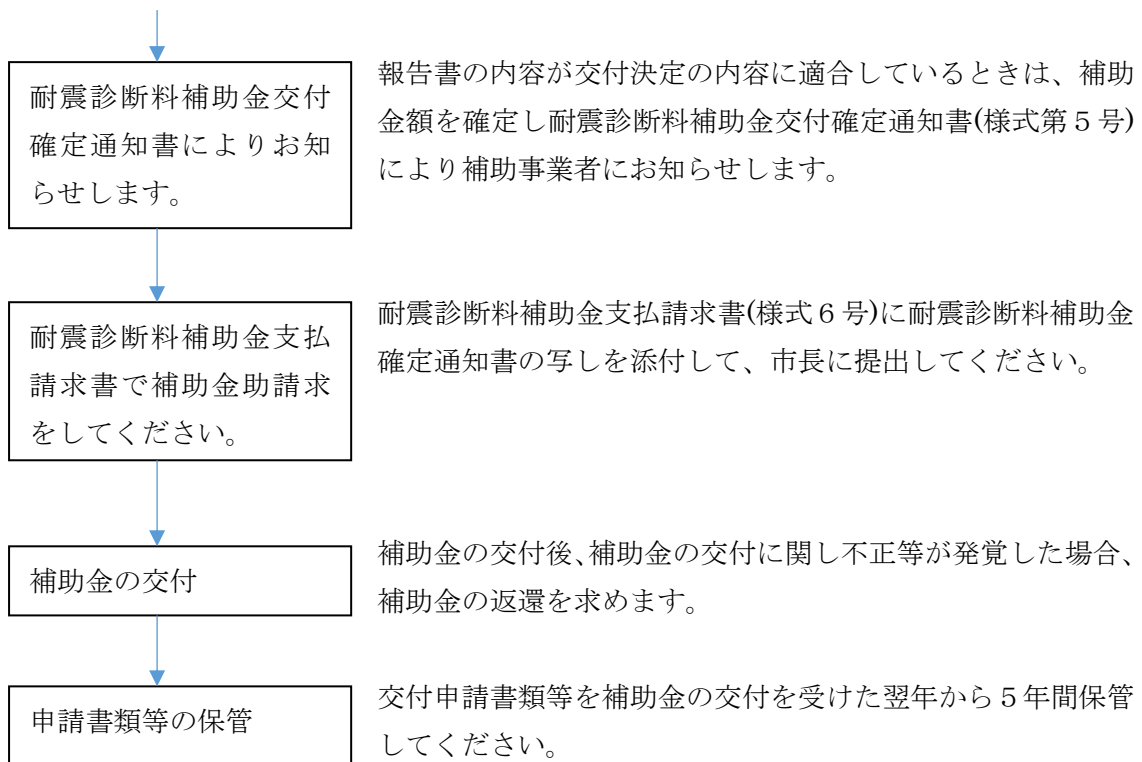
※申請者の方は①から③-1 までのそれぞれの過程において、事前に設計事務所から業務内容・業務及び工事の費用について説明を受けておくことが大切です。

※市の補助金は上記の①と③-2 が対象になります。

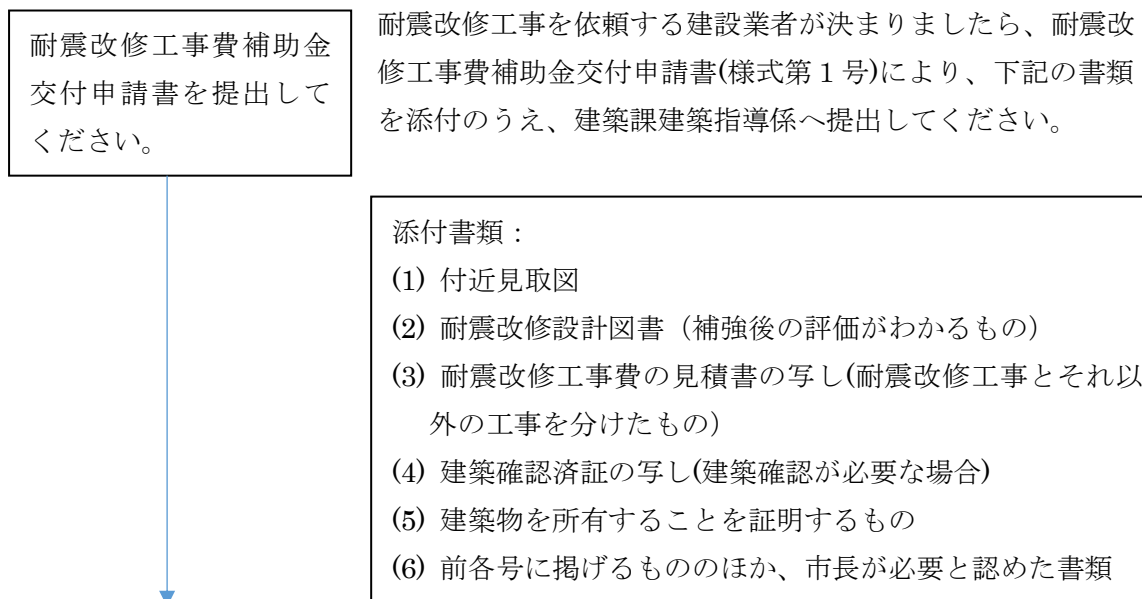
V 手続き

【耐震診断】





【耐震改修】



耐震改修工事費補助金
交付決定通知書により
お知らせします。

申請書について審査その他必要な調査を行い、適合と認められた場合は、耐震改修工事費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者(以下「補助事業者」という。)にお知らせします。

耐震改修工事

耐震改修工事着手届出
書を提出してください。

耐震改修工事費補助金交付決定通知書を受け取られた後に、工事業者との契約を行い、耐震改修に着手し耐震改修工事着手届出書(様式3号)を提出してください。

※ 耐震改修を中止される場合は、耐震改修工事費補助金交付申請取下届出書(様式4号)を提出してください。

※ 申請内容等を変更される場合は、直ちに耐震改修工事費補助金変更承認申請書(様式5号)を提出し、その承認を受けてください。承認された場合は、耐震改修工事費補助事業変更承認通知書(様式第6号)で補助事業者へお知らせします。

耐震改修工事費補助事業
実績報告書を提出し
てください。

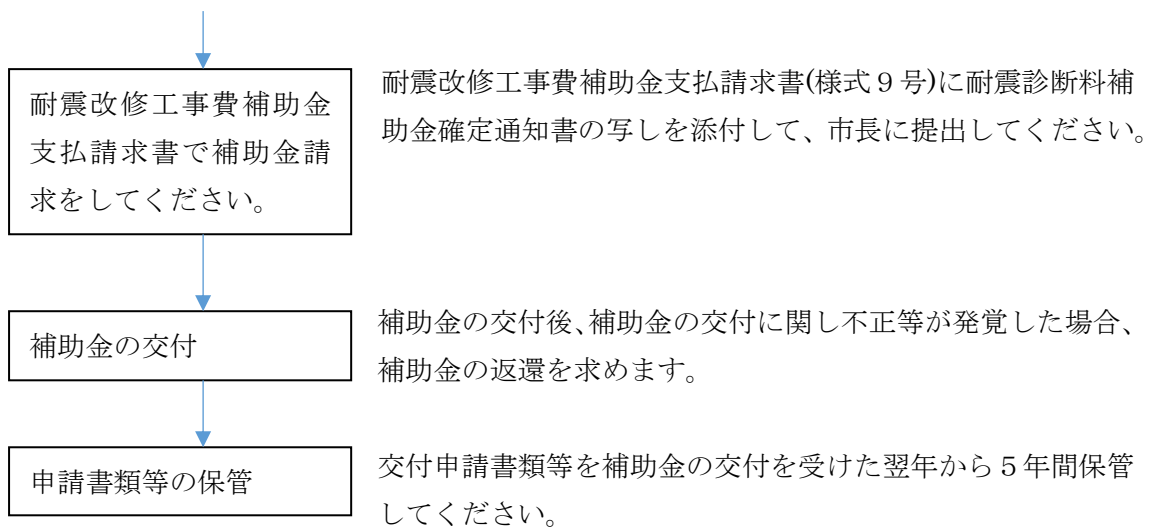
耐震改修完了後、速やかに耐震改修工事費補助事業実績報告書(様式第7号)により、下記の書類を添付のうえ、提出してください。

添付書類：

- (1) 耐震改修工事精算内訳書
- (2) 耐震改修工事の領収書の写し
- (3) 耐震改修工事の契約書の写し
- (4) 耐震改修工事完了図
- (5) 耐震改修工事の内容が分かる工事現況写真
- (6) 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

耐震改修工事費補助金
交付確定通知書により
お知らせします。

報告書の内容が交付決定の内容に適合しているときは、補助金額を確定し耐震改修工事費補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者にお知らせします。



<参考>

この補助事業により耐震改修工事を行った案件に限り、市が住宅耐震改修証明書を発行します。この証明書によって、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。

証明にあたっては、別途申請が必要です。詳しくはお問合せください。

担 当
ふじみ野市 建築課 建築指導係
電話 049-220-2069

作成：令和元年11月

診断補助チェックリスト（一戸建て住宅）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅か	はい	いいえ
昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築していないか	はい	いいえ
建築確認を取得しているか	はい	いいえ
木造の場合、在来工法か	はい	いいえ
明らかな建築基準法違反がないか	はい	いいえ
耐震診断者は講習会の受講を修了した建築士か	はい	いいえ
申請前に契約を行っていないか	はい	いいえ
当該住宅を所有している	はい	いいえ
当該住宅に居住している	はい	いいえ
市税を滞納していない	はい	いいえ
補助金申請額は診断費用の 2 / 3 かつ 5 万円以下か	はい	いいえ

※上記の項目で、1 つでもいいえがあれば、補助金交付は要相談。